

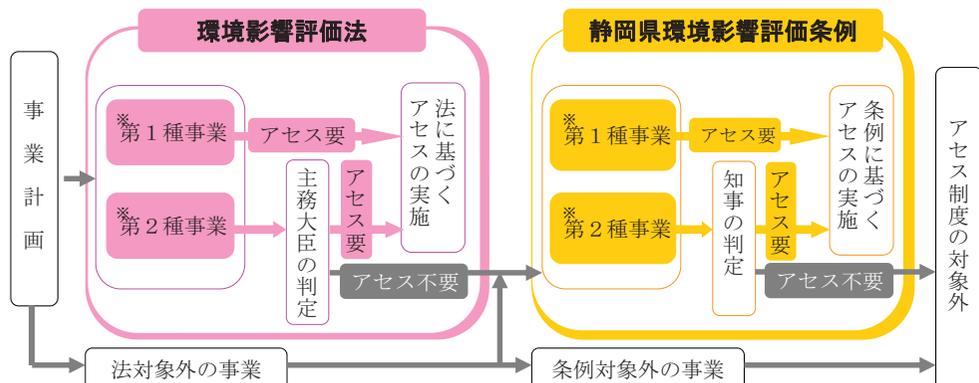
# 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

平成30年12月 7日  
静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

## 1 環境影響評価（アセス）手続の概要

アセスとは

大規模な工作物の新設や土地の形状の変更などを行おうとする事業者が、あらかじめ環境影響調査を行い、予測・評価し、環境に配慮するため環境保全措置を講じる制度



※第1種事業・・・アセス必須  
※第2種事業・・・アセスの要否を個別判定

## 目次

### 1 環境影響評価（アセス）手続の概要

- ・ 環境影響評価（アセス）とは
- ・ 対象となる事業
- ・ 手続の流れ
- ・ 県内の事例

### 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

- ・ 県内の設置事例
- ・ 改正の内容

## 1 環境影響評価（アセス）手続の概要

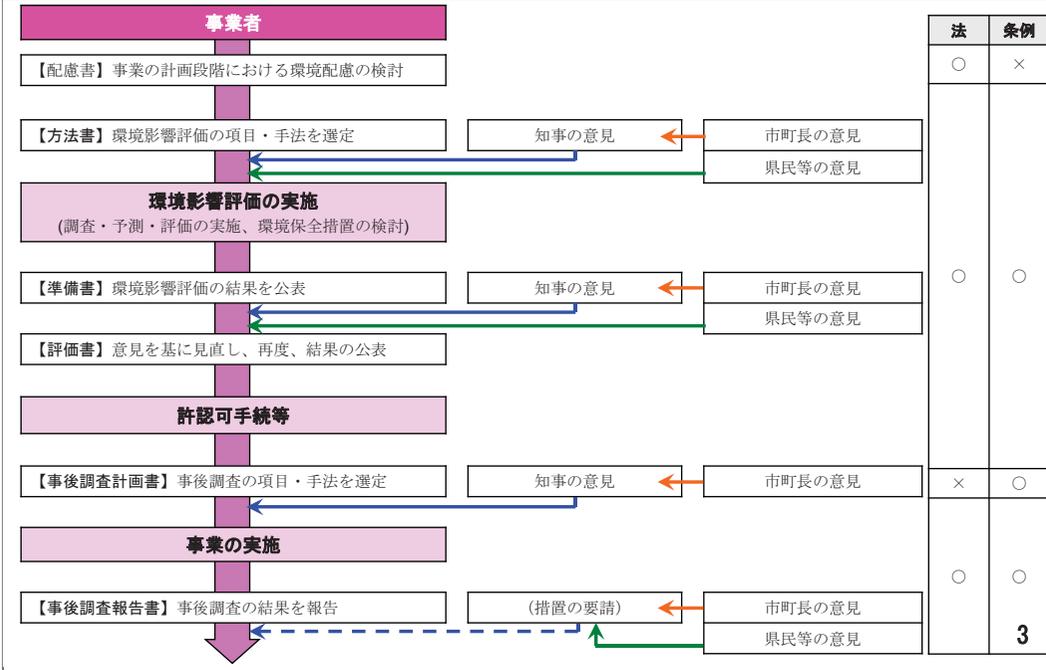
事業の種類	環境影響評価法		静岡県環境影響評価条例	
	第1種事業 (アセス必須)	第2種事業 (アセスの必要性を個別判断)	第1種事業 (アセス必須)	第2種事業 (アセスの必要性を個別判断)
道路の建設	高速自動車国道 すべて	—	—	—
	高規格幹線道路 —	—	すべて	—
	一般国道等 車線数4以上かつ 長さ10km以上	車線数4以上かつ 長さ7.5km以上	車線数4以上かつ 長さ10km以上	車線数4以上かつ 長さ7.5km以上 (※)
鉄道の建設	新幹線鉄道 すべて	—	—	—
	鉄道、軌道 長さ10km以上	長さ7.5km以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上 (※)
発電所の建設	火力発電所 出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上 (※)
	水力発電所 出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上 (※)
	風力発電所 出力1万kW以上	出力0.75万kW以上	出力0.75万kW以上	出力0.1万kW以上 (※)
工業団地の造成	施行区域100ha以上	施行区域75ha以上	施行する土地の区域 50ha以上	(※)

(※)特定地域 P.11参照

13種類

24種類

# 1 環境影響評価（アセス）手続の概要



# 1 環境影響評価（アセス）手続の概要

伊豆縦貫自動車道	リニア中央新幹線
	
清水天然ガス発電所	掛川風力発電事業
	
	<b>4</b>

# 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

## 既存の造成地に設置



# 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

## 土地を造成して設置



## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

### 土地の造成を伴わない施工例



7

## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

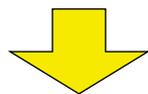
### 土地の造成を伴わない施工例



8

## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

- ・ 環境影響の回避・低減
- ・ 本県の豊かな自然環境や生活環境、美しい景観を保全



太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲を拡大

9

## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

- ・ 造成を伴わない事業に対応するため、面積の考え方を「造成面積」から造成しない面積を含む「敷地面積」に変更

敷地面積が50ha以上の場合は、アセス対象

- ・ 森林での建設に対応するため「森林を伐採する区域」を新たに規定

森林を20ha以上伐採する場合は、アセス対象

- ・ 市町の状況に配慮するため、個別にアセスの必要性を判断する対象（第2種事業）を拡大

敷地面積が20ha以上の場合は、個別判断

10

## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

事業の種類	改正前		改正後	
	アセス必須 (第1種事業)	アセスの必要性を個別判断 (第2種事業)	アセス必須 (第1種事業)	アセスの必要性を個別判断 (第2種事業)
発電所の建設 太陽光発電所	規定なし		敷地面積* 50ha以上 又は 森林を伐採する区域の面積 20ha以上	敷地面積 20ha以上 50ha未満  敷地面積 5ha以上
	特定地域**			特定地域
工業団地の造成	造成面積 (施行する土地の区域の面積) 50ha以上	—	土地の形状を変更する区域 5ha以上	同左
	(太陽光発電に適用)		(太陽光発電には適用しない)	
備考	・造成を伴わないものは対象外		・森林を伐採する区域を新設 ・敷地面積20～50haは個別判断。判断の際、市町の意向確認が可能	

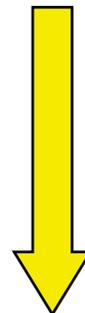
\*\*特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区・自然公園法の特別地域・自然環境保全法の特別地区・静岡県立自然公園条例の特別地域・静岡県自然環境保全条例の特別地区

\*敷地面積：太陽光発電所の用に供される敷地の面積

11

## 2 太陽光発電所に係る環境影響評価の適用範囲

公布日 平成30年8月31日



【周知期間】6か月

- ・事業者向け説明会の開催
- ・ホームページでの周知
- ・関係団体を通じた事業者への周知
- ・市町等へのパンフレットの配架

施行日 平成31年3月1日

太陽光発電の導入に当たり自然環境等への配慮を徹底

12